

第4回 審議会資料

下水道使用料の改定率について

上下水道総務課／上下水道工事課

目 次

1.	下水道使用料の改定率について	1
1.1.	下水道使用料改定の考え方	1
1.2.	下水道使用料の改定に伴う利用者の負担増の検証	2
1.3.	経営面への効果	6
1.4.	使用料改定率のまとめ	8

1. 下水道使用料の改定率について

1.1. 下水道使用料改定の考え方

第3回審議会における主な審議事項は以下のとおり。

【第3回審議会における審議事項】

①財政見通しについて

現在の経営を続けた場合、資金不足が生じるため、収支が確保できるように、一般会計繰入金を充当しています。(令和2年度は約29億円)

②経費回収率について

経費回収率は、計画期間内の全期間において、100%を下回ります。

③使用料の改定の必要性について

公営企業の独立採算の原則のもと、一般会計への依存を低減するため、使用料単価を150円/㎡とすることを目標として、使用料改定を検討することとしました。

第3回審議会での審議内容を踏まえ、今回は使用料改定率を審議の対象とする。

磐田市下水道事業では、下水道使用料の目標とすべき水準として、使用料単価(下水道使用料の総収入を有収水量で割ったもの)150円/㎡を位置付けている。

令和元年度の使用料単価は118.5円/㎡であり、これを150円/㎡を目標に改定を検討する。

なお、1回の改定だけで150円/㎡を達成することが、早期に下水道事業の経営を改善することに繋がり、経営面からは理想的であるが、下水道使用料の検討を行う際には、利用者の負担が重要なポイントとなるため、段階的に改定を行い、負担を軽減することが可能な案も併せて検討する。

【磐田市下水道使用料の水準】

■令和元年度 使用料単価 118.5円/㎡



※1回の改定で利用者の負担増が大きければ段階的に改定

■目標となる使用料単価 150円/㎡

1.2. 下水道使用料の改定に伴う利用者の負担増の検証

段階的な改定も視野に入れて、下水道使用料の改定による利用者の負担について検討する。

前述のとおり、目標となる使用料単価 150 円/m³の達成に向けて、利用者の負担増を考慮しながら、次回改定における使用料の水準の設定として、以下の4案を設定する。

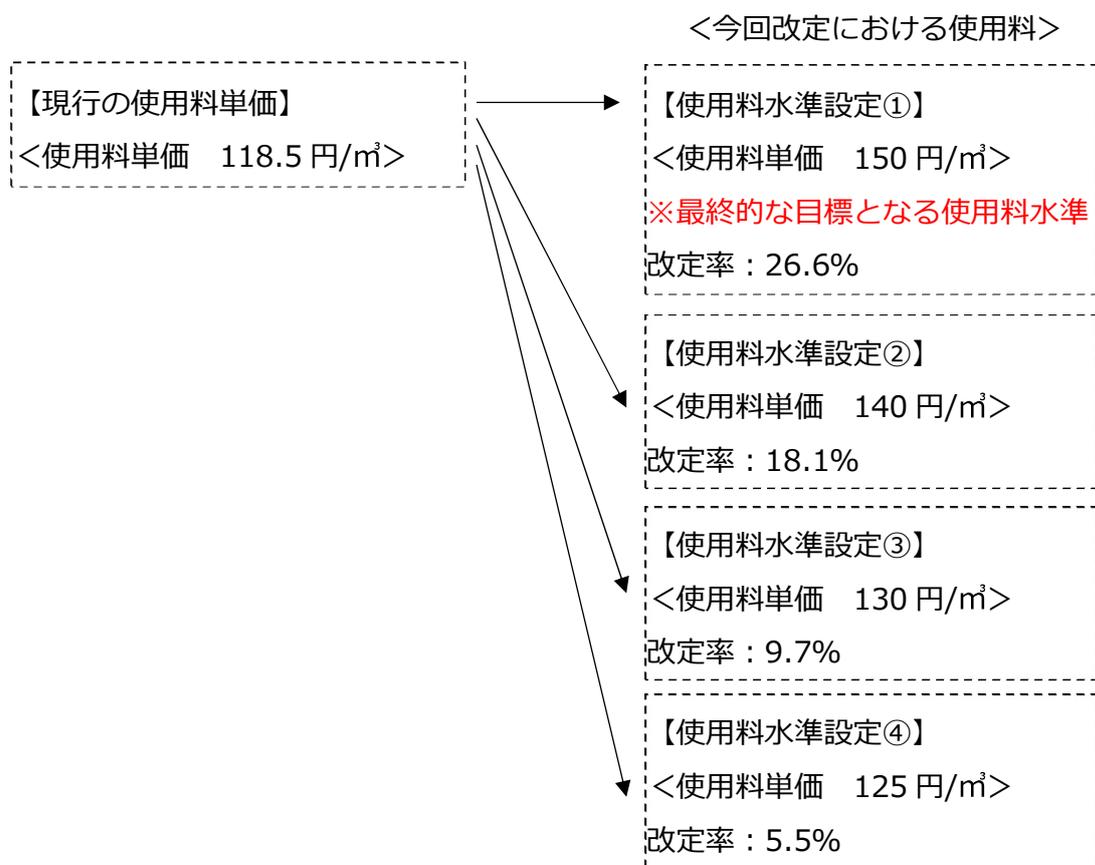


図 1-1 今回改定における下水道使用料の水準設定

設定した使用料水準について、現行からの負担増の動向を概略的に算定したものを以下に示す。

各使用料水準での負担額は、現行使用料体系のうち、磐南処理区等の基本料金と超過料金に、各案の改定率を乗じて算定した概略的なものである。

表 1-1 各使用料水準設定における負担額の算定方法
 (【使用料水準設定①】改定率 26.6%の場合)

項目		現行使用料体系(税込み 2ヶ月)		使用料水準設定① 改定率 26.6%
		磐南処理区 /豊岡処理区 /西島・玉越地区	敷地地区	
基本料金 (円)	16㎡以下	1,780	2,220	2,253
超過料金 (1㎡当り) (円)	17~20㎡	26.19	36.09	33.16
	21~40㎡	132.00	141.90	167.11
	41~60㎡	137.23	147.13	173.73
	61~100㎡	149.80	159.70	189.65
	101~200㎡	162.38	172.28	205.57
	201㎡以上	172.85	182.75	218.83

磐南処理区等の基本料金及び超過料金に改定率 26.6%を加味

- 上記の算定方法は、基本料金と超過料金に一定の比率を乗ずることにより、利用者の負担増を概略で算定するもの。
- 今後、実際の使用料体系の審議において、利用者間の負担のバランスについても検討するため、基本料金や超過料金の調整等により今回示した料金表(案)と変わる場合がある。

表 1-2 使用料水準設定による負担動向の整理

項目		現行使用料体系(税込み 2ヶ月)		使用料水準設定① 改定率 26.6%	使用料水準設定② 改定率 18.1%	使用料水準設定③ 改定率 9.7%	使用料水準設定④ 改定率 5.5%
		磐南処理区 /豊岡処理区 /西島・玉越地区	敷地地区				
基本料金 (単位:円)	16㎡以下	1,780	2,220	2,253	2,102	1,953	1,878
超過料金 (1㎡当り) (単位:円)	17~20㎡	26.19	36.09	33.16	30.93	28.73	27.63
	21~40㎡	132.00	141.90	167.11	155.89	144.80	139.26
	41~60㎡	137.23	147.13	173.73	162.07	150.54	144.78
	61~100㎡	149.80	159.70	189.65	176.91	164.33	158.04
	101~200㎡	162.38	172.28	205.57	191.77	178.13	171.31
	201㎡以上	172.85	182.75	218.83	204.14	189.62	182.36

項目 使用水量	現行体系での負担額 (税込み 2ヶ月) (単位:円)		使用料 水準設定① での負担額 (150円/㎡) (単位:円)	現行体系から の負担増(単位:円)		使用料 水準設定② での負担額 (140円/㎡) (単位:円)	現行体系から の負担増(単位:円)		使用料 水準設定③ での負担額 (130円/㎡) (単位:円)	現行体系から の負担増(単位:円)		使用料 水準設定④ での負担額 (125円/㎡) (単位:円)	現行体系から の負担増(単位:円)	
	磐南処理区 /豊岡処理区 /西島・玉越地区	敷地地区		磐南 処理区等	敷地地区		磐南 処理区等	敷地地区		磐南 処理区等	敷地地区		磐南 処理区等	敷地地区
16㎡	1,780	2,220	2,253	+473	+33	2,102	+322	-118	1,953	+173	-267	1,878	+98	-342
20㎡	1,884	2,364	2,385	+501	+21	2,225	+341	-139	2,067	+183	-297	1,988	+104	-376
40㎡	4,524	5,202	5,727	+1,203	+525	5,343	+819	+141	4,963	+439	-239	4,773	+249	-429
60㎡	7,269	8,144	9,202	+1,933	+1,058	8,584	+1,315	+440	7,974	+705	-170	7,669	+400	-475
100㎡	13,261	14,532	16,788	+3,527	+2,256	15,661	+2,400	+1,129	14,547	+1,286	+15	13,990	+729	-542
200㎡	29,499	31,760	37,345	+7,846	+5,585	34,838	+5,339	+3,078	32,360	+2,861	+600	31,121	+1,622	-639

静岡県内の下水道使用料の改定率を整理したものを下表に示す。
伊豆の国市の31.2%が突出しているが、10%台が半数を占める。

表 1-3 静岡県内・下水道使用料改定実績

市町名	改定年月日	改定率	使用料単価	経費回収率	備考
浜松市	H29.10.1	12.9%	132.2 円/m ³	107.4%	前回 H24.7 改定
伊豆の国市	H30.4.1	31.2%	115.5 円/m ³	69.0%	前回 H17.4 改定
焼津市	H30.4.1	9.6%	112.3 円/m ³	72.2%	前回 H5.4 改定
沼津市	H31.4.1	26.3%	130.3 円/m ³	72.7%	前回 H26.4 改定
御殿場市	R 元.5.1	17.0%	139.5 円/m ³	93.0%	初めての改定
清水町	R 元.10.1	17.4%	—	—	前回 H26.4 改定
函南町	R2.7.1	5.0%	—	—	前回 H29.7 改定
裾野市	R3.1.1	21.0%	—	—	初めての改定

注) 使用料単価と経費回収率は令和元年度の数値

なお、清水町は令和元年度において、料金改定後の期間が短いことにより改定後の「使用料単価」「経費回収率」が十分に反映されないため非表示とした。

また、函南町と裾野市は使用料改定年月日が令和2年度以降のため、公表されていない。

令和元年度に全国の公共下水道事業での実績について整理したものが以下のとおりであるが、改定率は20%以下のものが主体であり、20%を超える改定率は少数派であることが伺える。

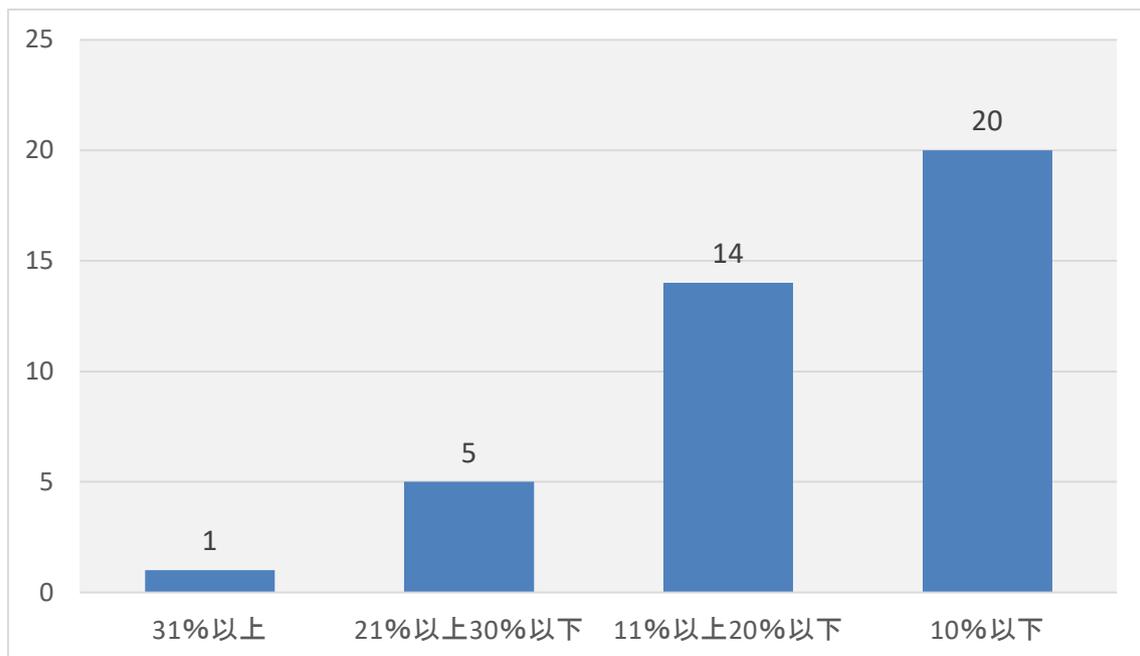


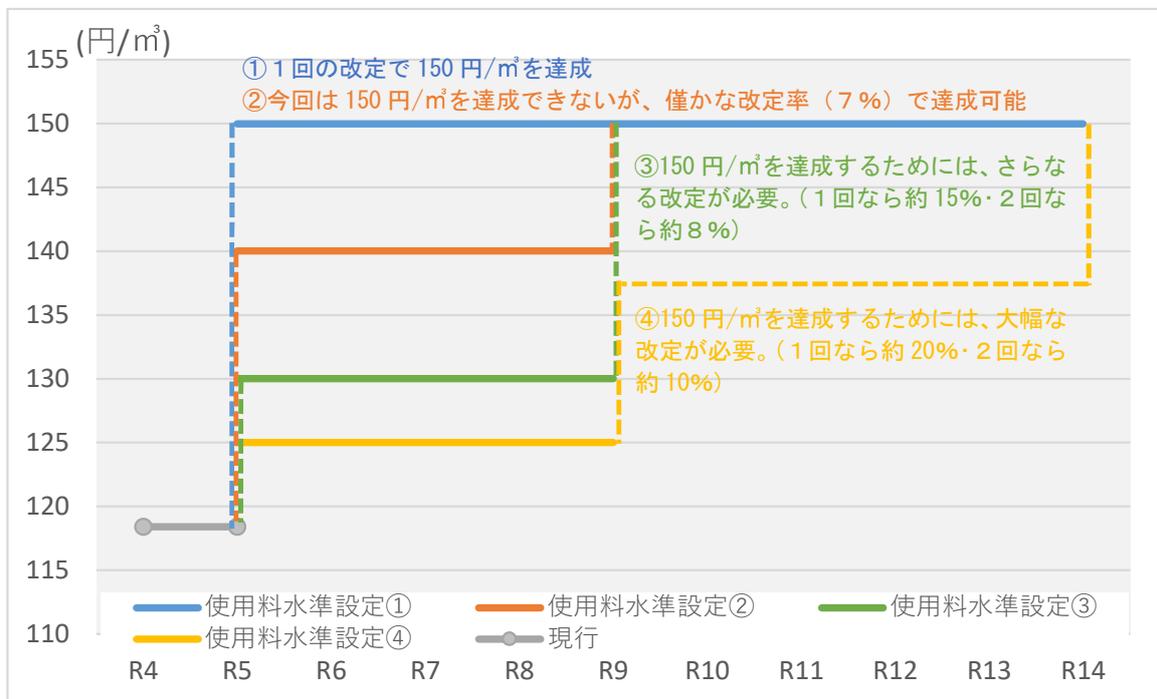
図 1-2 改定率の動向 (公共下水道事業・令和元年度)

1.3. 経営面への効果

使用料水準設定について、経営面への効果として、「経費回収率の向上への効果」と「一般会計繰入金への効果」について評価を行う。

表 1-4 経営面への効果の比較

	経費回収率の向上への効果 (令和9年度の経費回収率)	一般会計繰入金への効果 (令和5～9年度の総計)
使用料水準設定① 使用料単価 150 円/m ³ 【改定率 26.6%】	62.7% → 79.3% (16.6 ポイントの向上効果)	99 億円 → 76 億円 (23 億円の改善効果)
使用料水準設定② 使用料単価 140 円/m ³ 【改定率 18.1%】	62.7% → 74.1% (11.4 ポイントの向上効果)	99 億円 → 83 億円 (16 億円の改善効果)
使用料水準設定③ 使用料単価 130 円/m ³ 【改定率 9.7%】	62.7% → 68.8% (6.1 ポイントの向上効果)	99 億円 → 90 億円 (9 億円の改善効果)
使用料水準設定④ 使用料単価 125 円/m ³ 【改定率 5.5%】	62.7% → 66.1% (3.4 ポイントの向上効果)	99 億円 → 94 億円 (5 億円の改善効果)



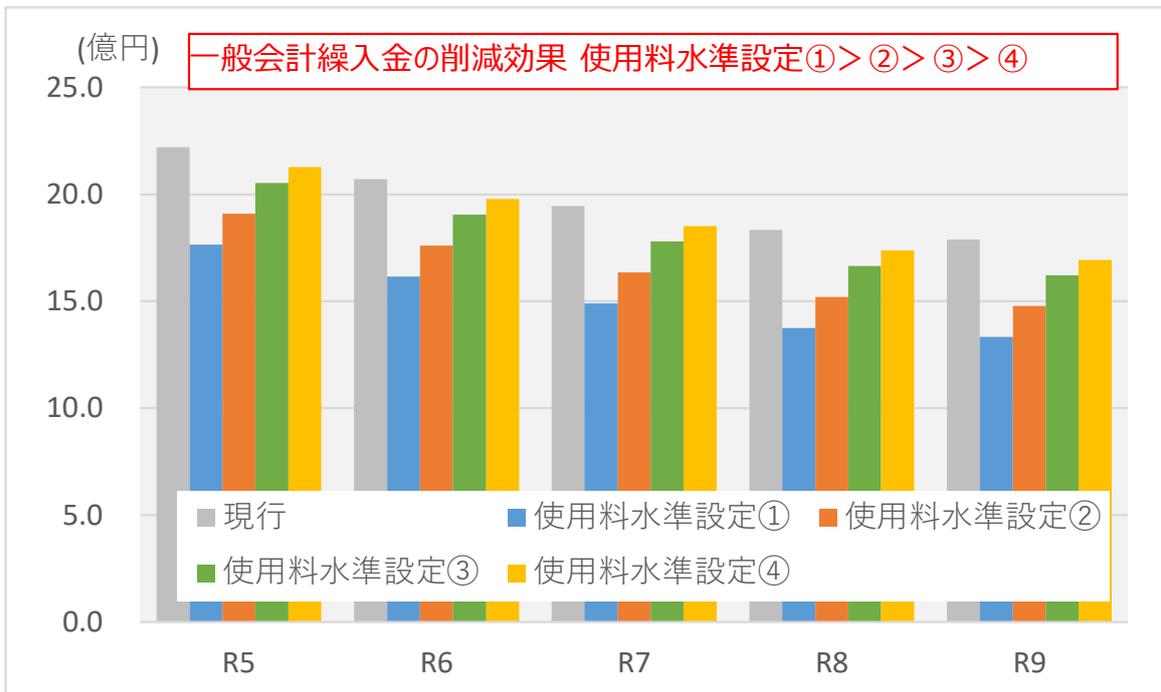


図 1-4 一般会計繰入金の動向（公共下水道事業・農業集落排水事業）

1.4. 使用料改定率のまとめ

これまでの検討を踏まえ、下水道使用料の改定率について総評する。

下水道事業では、経営健全化の観点から、全国的に経費回収率の速やかな向上が必要であり、使用料の改定を実施し、目標とした使用料の水準に早期に到達することが求められています。

このため、経営面への効果の観点からは、今回検討対象とした4つの改定率のうち、「使用料水準設定①」が最も効果が高く、望ましい案と言えます。

しかしながら、同案での改定率は26.6%と20%を超えており、利用者に急激な負担増を強いることとなります。また、県内や全国的な下水道事業の動向でも、主体的な動向とは言えないと考えられます。

「使用料水準設定②」については、経営面での効果が非常に高く、将来的な改定においては、抑えた改定率が可能となります。

【使用料水準設定②を採用した場合、次の改定率は7%で目標達成】

「使用料水準設定③」については、「使用料水準設定②」よりも低い改定率で、経営面での効果もやや低くなるものの、市民や企業への負担は抑えられたものとなります。

【使用料水準設定③を採用した場合、次の改定率は1回なら約15%で、2回なら約8%で目標達成】

「使用料水準設定④」については、4案の中で経営面への効果が最も小さく、市民や企業への負担は最も抑えられたものとなりますが、将来的な改定率が大きくなることが考えられます。

【使用料水準設定④を採用した場合、次の改定率は1回なら約20%で、2回なら約10%で目標達成】

【参考】

項目		現行使用料体系（税込み 2か月）		使用料単価 145円/m ³ 改定率 22.4%	使用料単価 135円/m ³ 改定率 13.9%
		磐南処理区 /豊岡処理区 /西島・玉越地区	敷地地区		
基本料金 (単位：円)	16m ³ 以下	1,780	2,220	2,178	2,027
超過料金 (1m ³ 当り) (単位：円)	17～20m ³	26.19	36.09	32.06	29.83
	21～40m ³	132.00	141.90	161.57	150.35
	41～60m ³	137.23	147.13	167.97	156.30
	61～100m ³	149.80	159.70	183.36	170.62
	101～200m ³	162.38	172.28	198.75	184.95
	201m ³ 以上	172.85	182.75	211.57	196.88

項目 使用水量	現行体系での負担額（税込み 2か月）		使用料単価 145円/m ³ の負担額 (単位：円)	現行体系から の負担増(単位：円)		使用料単価 135円/m ³ の負担額 (単位：円)	現行体系から の負担増(単位：円)	
	磐南処理区 /豊岡処理区 /西島・玉越地区	敷地地区		磐南 処理区等	敷地地区		磐南 処理区等	敷地地区
16m ³	1,780	2,220	2,178	+398	-42	2,027	+247	-193
20m ³	1,884	2,364	2,306	+422	-58	2,146	+262	-218
40m ³	4,524	5,202	5,537	+1,013	+335	5,153	+629	-49
60m ³	7,269	8,144	8,897	+1,628	+753	8,279	+1,010	+135
100m ³	13,261	14,532	16,231	+2,973	+1,699	15,104	+1,843	+572
200m ³	29,499	31,760	36,106	+6,607	+4,346	33,599	+4,100	+1,839